



令和5年 1月
お家の人と一緒に
読んでね。

インフルエンザ
コロナウイルス
について特集号

福井県内 感染拡大警報が発令されていますが、インフルエンザについても流行期に入っています。家庭内においても、十分な感染症対策をお願いします。



〇お子さんがインフルエンザになった場合について【学校保健安全法より】

*陽性者の療養期間について

出席停止証明書の提出は不要です。

発症日	発 症 後								
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			登校可		
発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校可		
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可		
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可	
発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可

かかりつけ医に確認を
しましょう。

学校保健安全法施行規則による、インフルエンザの出席停止基準「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあたっては3日）を経過するまで」発症した日からかぞえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されます。

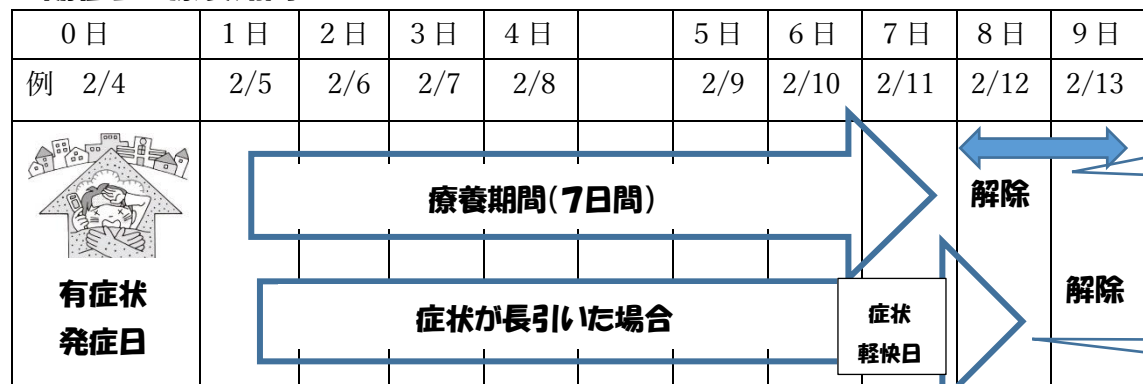


朝の健康観察をしっかりとしてください。体調がすぐれない場合には、お家で様子を見るようにしましょう。

インフルエンザ・コロナウイルスなど診断を受けた場合、必ず学校への連絡をお願いします。

〇お子さんが新型コロナウイルス感染症 陽性・濃厚接触者になった場合について【福井県ホームページより】

*陽性者の療養期間について

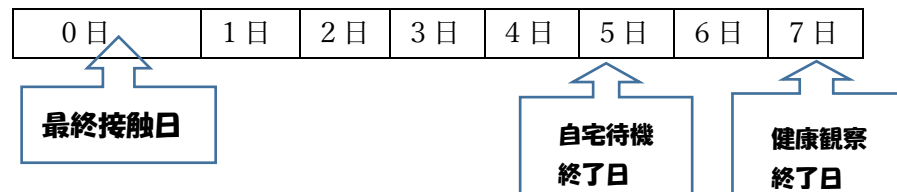


自主的な感染予防の
徹底・マスクの着用

お子さんが“陽性”や濃厚接触者となった場合は下記のゲーグルフォームまで連絡をお願いします。



*濃厚接触者の待機期間



症自宅の抗原検査キットで“陽性”となり、体調不良などの時は、下記のところへ。

【新型コロナ相談センター】0570-051-280

感染対策

手洗い

清潔なハンカチも忘れずに

マスク

表面をさわりすぎないように

換気

2カ所をあけて空気の通り道を作ろう

続けよう

